

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する工事に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の実施に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる工事は、1件あたりの設計金額が1億円以上の工事で、特に指名競争入札又は随意契約を行う必要があると認められる場合を除き、工事の請負契約を締結するときは、この要綱に定めるところにより入札を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認める工事については、入札を行うことができるものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

(1) 町の工事等入札参加資格者名簿に登録されている者

(2) 地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている者。ただし、工事の内容により同法第15条の規定による特定建設業の許可が必要と認められるものについては、当該許可を受けている者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に町長が別に定める方法により資格の再認定を受けた者であること。

(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果等の数値が別表に定める対象工事ごとに要件を満たしている者。ただし、町の発注する工事のうち、特定建設工事共同企業体による工事については、この限りではない。

(6) 公告の日から開札の日まで、別に定める指名停止基準による指名停止措置を受けていない者

(7) 税の未納がない者

(8) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める要件等を満たす者

(入札の公告等)

第4条 町長は、入札を行うときは、埴町財務規則(昭和60年10月24日規則第13号。以下「規則」という。)第112条の規定により公告するものとする。

2 前項の公告は、埴町公告式条例(昭和30年4月11日条例第1号)の規定に基づき、町の掲示場に掲示して行うものとする。

(設計図書等の閲覧)

第5条 入札参加希望者は、公告において指定する期間内に金額抜き設計図書、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)を閲覧することができる。

2 前項及び第5項に規定する閲覧は、町長が指定する場所において執務時間内に行わなければならない。

3 入札参加希望者は、設計図書等の複写を希望するときは、課長の承諾を得てそれを行うことができる。

4 入札参加希望者は、設計図書等について、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(第1号様式)を町長に提出することができる。

5 町長は、前項の規定により提出された質問書について、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書(様式第2号)により回答するとともに、当該質問書及び回答書を閲覧に供するものとする。

(入札説明会等)

第6条 入札に付す工事が大規模構造物の工事又は特殊な作業条件の下での工事であつて高度な施工技術を必要とするもの等である場合には、町長は、特に必要があると認めるときには、入札説明会を開催するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第7条 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に宣誓書(様式第4号)及びその他町長が必要と認める書類を添えて、公告した提出期限までに町長に提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第8条 町長は、申請書を受理したときは、工事等入札参加資格者名簿等により入札参加資格の確認を行うものとする。

2 町長は、前項の確認結果を条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとし、入札参加資格を有しない者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

3 第1項の確認において、重大な疑義が生じた場合には、埴町建設工事指名業者資格選考委員会に付議し、審査するものとする。

(入札参加資格のない者への説明)

- 第9条 入札参加資格がないと認められた者(以下「入札参加資格のない者」という。)は、町長に対し、その理由を書面により説明を求めることができるものとする。
- 2 町長は、[前項](#)の規定により説明を求められたときは、書面により回答を行うものとする。
- 3 町長は、[第1項](#)の規定により入札参加資格のない者に入札参加資格があると認める場合には、改めてこの要綱に定める審査の手続を経て、入札参加資格がないと認める旨の通知を取り消す旨の通知及び入札参加資格があると認める旨の通知を、[前項](#)の回答に併せて行うものとする。

(入札保証金)

- 第10条 [第8条第1項](#)の規定により入札参加資格があると認められた者で入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、[規則第114条](#)の規定により入札保証金を納付しなければならない。ただし、[規則第115条](#)の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付の免除を受けることができる。
- 2 入札参加者が[前項のただし書](#)の規定により入札保証金納付の免除を受けようとする場合は、入札保証金納付免除申請書([様式第6号](#))により町長に申請しなければならない。

(入札の執行)

- 第11条 入札の執行は、工事契約担当課が行う。
- 2 入札参加者は、当該公告で指定する所定の日時、場所に本人又は委任状を持参する代理人が出席して、入札書を提出しなければならない。
- 3 開札の結果、入札参加者のすべての入札が予定価格を上回るときは、[規則第119条の2](#)の規定により、直ちに再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。
- 4 再入札の回数は2回までとし、再入札を執行しても落札者がいない場合は、[施行令第167条の2第1項第8号](#)の規定により随意契約とすることができるものとする。
- 5 [前項](#)においても、落札者が決定しない場合は、工事等指名運営委員会において再公募又は指名競争入札の移行等を審議し、入札の再手続の措置を行うものとする。

(最低価格の入札者以外の落札者の決定)

- 第12条 契約の締結にあたっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、[施行令第167条の10第1項](#)又は[第2項](#)の規定に該当する入札者を落札者とすることができる。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、条件付一般競争入札の執行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施工する。

附 則(平成30年3月29日告示第24号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条(5)の対象工事)

一般土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事
暖冷房衛生設備工事	橋梁上部工事	PC橋上部工事	しゅんせつ工事
塗装工事	法面処理工事	上下水道工事	清掃施設工事
消雪工事	機械設備工事	通信設備工事	造園工事
さく井工事	グラウト工事	地上測量	航空測量
調査	土木設計	建築設計	

様式第1号(第5条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

埴 町 長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
(作成担当者)

印

条件付一般競争入札設計図書等について、下記のとおり質問しますので回答願います。

記

- 1 工事の番号
- 2 工事の名称
- 3 質問事項

様式第2号(第5条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

埴町長



条件付一般競争入札設計図書等について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事の番号
- 2 工事の名称
- 3 質問事項
- 4 回答事項

様式第3号(第7条関係)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

埴 町 長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
(作成担当者)

下記工事に係る条件付一般競争入札について、入札参加資格の確認申請をいたします。

記

- 1 工事の番号
- 2 工事の名称
- 3 配置予定技術者等

主任(監理)技術者	氏名	資格
監理技術者資格者証 交付番号 第 号		当該工種の経験年数 年 箇月
入札参加資格申請時に他の技術者として配置してある工事名(他の官公庁発注工事を含む。) (ア 専任の工事 ・ イ 専任以外の工事 件) ※ア・イ該当する方を○で囲むこと。		
発注者名:	工事名:	竣工予定日: 年 月 日
当該技術者を主任技術者として入札参加確認申請している件数 計 件(当該工事を含む。)		

- 注1) 監理技術者交付番号は、監理技術者を参加資格要件としている場合に記入して下さい。なおその際は、監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。
- 注2) 入札参加資格申請時において、専任以外の工事が複数ある場合は、別紙「配置予定技術者確認書」を添付して下さい。

現場代理人	氏名	資格
入札参加資格申請時に他の現場代理人として配置してある工事名(他の官公庁発注工事を含む。)		
発注者名:	工事名:	竣工予定日: 年 月 日
当該技術者を現場代理人として入札参加確認申請している件数 計 件(当該工事を含む。)		

- 下記事項について、誓約いたします。
- ※ この入札参加資格申請書に記載してあるすべての事項について、事実と相違ないこと。
 - ※ 契約時又は契約締結後に工事の重複による配置予定技術者等の専任違反となる事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議申し立てないこと。
 - ※ 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札参加資格確認申請をする日までに3箇月以上の雇用関係があること。

留意事項

1. 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、ヒアリングを行なう場合があります。
2. 提出書類については、下記一覧表で確認のうえ、提出して下さい。

条件付一般競争入札参加資格確認申請提出書類一覧

書 類 名	摘 要
(1)条件付一般競争入札参加資格確認申請書	指定様式(第3号様式)
(2)建設業許可通知書の写し	町から提出の指示があった場合のみ
(3)経営事項審査結果通知書の写し	同上
(4)施工実績を証明する資料	工事名、発注社名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事請負契約書等の写し(当初契約のみで可)
(5)配置予定技術者等の資格を証明する資料	①許可又は登録証明書等の写し ②監理技術者資格者証の表・裏の写し
(6)申請者名が、委任先の支店長名等の氏名の場合には、年間委任状の写し	埴町入札参加資格者名簿に登載された受任者を変更した場合
(7)納税証明書等の写し(税の未納が無いことがわかるもの)	公告の前日の時点で納期が到来している法人町(市・村)民税、固定資産税及び軽自動車税等を完納している者
(8)その他町長が特に必要と認める書類	町から提出の指示があった場合のみ
(9)長形3号封筒1通	確認通知書等の送付用(切手貼付) * 送付先を明記のこと

(注)(9)の封筒以外の書類は、(1)～(8)の順にダブルクリップ等で綴じ、インデックス表示をして提出すること。(A4判で作成のこと)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別紙)

配置予定技術者確認書

塙町長様

商号又は名称
代表者氏名

条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者が、入札参加資格確認申請時点で専任以外の複数の工事(他の官公庁発注工事を含む。)に技術者となっている場合の手持ち状況は下記のとおりです。

記

- 1 工事の番号
- 2 工事の名称
- 3 配置予定技術者
- 4 配置予定技術者の手持ち工事状況(専任以外) 件

[illegible]

様式第4号(第7条関係)

宣 誓 書

私は、下記の条件付一般競争入札執行にあたり、公平、公正を本旨とすることを堅く誓います。

記

1 工事の番号 第 号

2 工事の名称 工事

年 月 日

埴 町 長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名



様式第5号(第8条関係)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

埴町長



さきに申請のありました 工事に係る入札参加資格について、下記のと
おり確認しましたので通知します。
(なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求められますので、説明を求め
る場合は、 年 月 日 午前・午後 時までに、その旨記載した書面を提出して下さい。)

記

公 告 日	年 月 日	
工事の名称		
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がない と認めた理由	
入札保証金免除の可否		

様式第6号(第10条関係)

入 札 保 証 金 納 付 免 除 申 請 書

年 月 日

埴 町 長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
(作成担当者)

㊟

下記工事の条件付一般競争入札にあたり入札保証金の納付を免除願いたく申請します。

記

1 工 事 の 名 称

2 申 請 理 由 () 埴町財務規則第 115 条第 1 項第 1 号に該当
(※入札保証保険証券を添付して下さい。)

() 埴町財務規則第 115 条第 1 項第 2 号に該当
(※過去 2 箇年間に於ける本件工事と同種同等以上の公共工事実績 2 件以上を証明する書類を添付して下さい。)

() その他の理由(理由を記入して下さい。)